

○和光市図書館雑誌スポンサー事業実施要綱

平成28年3月24日

教委告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、和光市図書館サービス計画に掲げる「みんなで育てる身近な図書館」の実現を図るため、市民と和光市図書館との協働の一環として、市内の民間企業等が和光市図書館に雑誌を提供する和光市図書館雑誌スポンサー事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、和光市図書館管理運営規則（平成4年教委規則第2号）において使用する用語の例による。

(雑誌スポンサーの要件)

第3条 雑誌スポンサー（雑誌の購入費用を負担し、和光市図書館に当該雑誌を提供する者をいう。以下同じ。）は、市内の民間企業等で、和光市広告掲載要綱（平成19年告示第25号）に基づく和光市広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）第2条に規定する規制業種及び事業者には該当する者以外の者とする。

(雑誌の要件)

第4条 事業により雑誌スポンサーが提供することができる雑誌は、和光市図書館が現に図書館資料として収集しているものに限るものとする。

(広告の掲載)

第5条 雑誌スポンサーは、自らが提供した雑誌（最新号に限る。）に付されるカバーに広告を掲載することができる。

2 前項の広告（以下「雑誌広告」という。）は、雑誌スポンサーの名称及び事業内容を記載した広告物をカバーに掲出して行うものとする。ただし、広告掲載基準第3条に規定する掲載基準に該当するものは、雑誌広告として掲載しない。

3 雑誌広告による広告物は、当該雑誌広告を掲出するカバーに設置することができる大きさとし、当該雑誌の利用の妨げとならないものでなければならない。

(申請等)

第6条 雑誌スポンサーとなることを希望する者は、和光市図書館雑誌スポンサー申請書（様式第1号）により教育委員会に申請しなければならない。この場合において、前条第1項の規定により雑誌広告を掲載しようとする者は、広告物の案を添付しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、雑誌スポンサーとしての可否を決定したときは、和光市図書館雑誌スポンサー承認（不承認）通知書（様式第2号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(広告物の作成等)

第7条 雑誌広告による広告物は、雑誌スポンサーが作成し、和光市図書館長（以下「図書館長」という。）が指定する日までに和光市図書館に提出しなければならない。

(雑誌広告の変更)

第8条 雑誌スポンサーは、雑誌広告の内容を変更する場合は、変更を希望する日の1月前までに教育委員会の承認を受けなければならない。

2 第6条の規定は、雑誌広告の内容の変更について準用する。

(購入費用の支払)

第9条 雑誌スポンサーは、図書館長が指定する雑誌の納入業者に図書館長が指定する日までに当該雑誌の購入費用を支払わなければならない。この場合において、当該支払に要する費用は、雑誌スポンサーの負担とする。

(終了の届出)

第10条 雑誌スポンサーを終了しようとする場合は、終了を希望する日の2月前までに和光市図書館雑誌スポンサー終了届出書（様式第3号）により教育委員会に届け出なければならない。

(提供雑誌)

第11条 事業により提供を受けた雑誌は、いかなる場合においてもこれを返還しない。

(掲載の停止)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌広告の掲載を停止するものとする。

- (1) 雑誌スポンサーがこの告示に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、雑誌広告を掲載することが不適切であると教育委員会が認めたとき。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。